

くらしの 情報

お知らせ

人間ドック受診費用の 一部助成

来年3月末日までの受診を対象に、人間ドック受診費用の一部を助成します。受診日と受診医療機関が決まったら、すぐに役場へ申込みの連絡をしてください。

▼**申込期限** 令和9年1月末まで(厳守) ※令和9年2月から3月までに受診を予定している方も、期限までに必ず申し込んでください。

▼国保人間ドック

次の条件をすべて満たす人
①昭和村国民健康保険被保険者、②国保税の未納がない世帯、③35歳から74歳までの人
▼**後期高齢者医療人間ドック**
次の条件をすべて満たす人
①群馬県後期高齢者医療の被

保険者、②本村に住民登録がある人、③後期高齢者医療保険料の未納がない人

▼**補助額** 2万5千円(2万5千円未満の場合は支払額)

▼**対象医療機関** 村で認められた医療機関

▼請求に必要なもの

①マイナ保険証など、②医療機関の領収書、③検査結果、④通帳

※人間ドックの助成を受ける人は、集団健診と個別健診は受けられません。また、助成は年度内1回限りです。

▼**問合せ** 住民課保険係
☎2513242

村公民館が

「コミュニティセンター」へ

村公民館が「昭和村コミュニティセンター」へ名称が変更されました。

施設の利用申請や利用方法に変更はありません。今までどおりご利用ください。

▼**問合せ** 教育委員会事務局
☎2415120

奨学金の返済を支援します

村では地域活性化を担う人材を確保し本村への定住化を促進するため奨学金の返済を支援します。申請に伴う詳細についてはお問合せください

い。

▼**対象者** 35歳未満、村内在住で奨学金を返還または返還する予定である人、県内事業所で正規雇用または自ら就業している人、村税などの滞納がないことなど以上全てに該当する人

▼**補助内容** 5年を限度に、年度につき最大10万円を補助 ※原則、日本学生支援機構や地方公共団体から貸与され返還している奨学金が対象

▼**申請方法** 卒業証明書、返還金額の証明、勤務先の証明などを添付し、申請書を提出してください。

▼**申請期限** 6月末(年度ごとに申請が必要です)

▼**問合せ** 教育委員会事務局
☎2415120

▼**児童扶養手当制度**

児童扶養手当は父子・母子家庭などを対象に支給されます。次に該当する人で、まだ申請していない人は、健康福祉課福祉係にご相談ください。

▼**対象** 次のいずれかの条件を満たす児童(満18歳の3月31日まで)を育てている父

▼**条件** ①父母が婚姻(内縁関係含む)を解消した、②父

または母が死亡した、③父または母が重度の障害者(国民年金の障害等級一級程度)、④父または母の生死が明らかでない、⑤父または母から1年以上遺棄されている、⑥父または母が法令で引き続き1年以上拘禁されている、⑦母が婚姻しないで出産した、⑧父・母ともに不明である児童(孤児等)、⑨父または母が保護命令を受けている

▼**対象外となる場合** ①所得が限度額を超えている、②児童が児童福祉施設に入所しているなど

▼**資格喪失** 婚姻した、または婚姻届を出さなくても、事実上の婚姻関係(異性と同居や定期的な訪問・生活費の援助を受ける)となったとき ※受給資格がなくなったのに、届出をしないまま手当を受けていると、資格がなくなった月の翌月分以降の手当を「全部返還」していただきます。

▼**問合せ** 健康福祉課福祉係
☎2513285

▼**身体障害者巡回相談の実施**

群馬県心身障害者福祉センターが巡回相談を実施します。相談はすべて予約制となります。相談希望の方は健康福祉課までご連絡ください。

また、障害が重いなどの理由で来場が難しい場合、ご自宅に訪問することもできますのでご相談ください。

▼**日程** 7月1日(水)午前10時~12時まで

▼**場所** テラス沼田4階 404会議室

▼**相談科目** 整形外科

▼**相談内容** 補装具の要否判定など

▼**持ち物** 身体障害者手帳、現在使用している補装具

▼**予約・問合せ** 健康福祉課健康係 ☎2513285

教育委員に

青木美穂子さんが再任

青木美穂子みほこさん(森下中)が村の教育委員に4月1日付で再任されました。任期は4年です。



青木美穂子さん

▼**問合せ** 教育委員会事務局
☎2415120

労働保険の年度更新は

6/1~7/10までに

労働保険の年度更新手続きは、6月1日(月)から7月10日(金)までです。

年度更新手続きに必要な書

子育て・健康情報



子育て支援情報(会場はすべて保健センターです)

日	開催時間等	内容
◆ 幼児健診(3歳児) ※令和5年1月~4月生まれの子		
5月13日(水)	午後0時30分~4時	内科診察、身体測定、歯科検診、保健・栄養・歯科相談、尿検査、眼底検査
◆ つぼみの広場		
5月19日(火)	午後1時~4時	身体計測、ベビーマッサージ、親子交流、助産師・保健師・栄養士への相談
◆ のびのびスクール(予約制)		
5月20日(水)	午前9時30分~正午	臨床発達心理士による個別相談
◆ ことばの相談会(予約制)		
5月20日(水)	午後2時~4時15分	言語聴覚士による個別相談

健康相談・健康教室

名称	健康相談会 (予約制)	運動教室 (予約制)
期日	5月21日(木)	
時間	午前10時~11時30分	
会場	保健センター	コミュニティセンター
内容	個別健康相談	スローエアロビック

そうだん窓口

特設人権相談所	メールで子育て相談
いじめや虐待、配偶者等からの暴力など、日常生活の中で生じる人権問題でお困りの方。ひとりで悩まず気軽にご相談ください。秘密は守ります。 ▶日時 5月7日(木) 午後1時30分~4時 ▶会場 昭和村役場103会議室	村にお住まいの方を対象に、子育てに関するお悩みをメールで受け付けています。回答は、平日午前8時30分から午後5時15分まで。相談メールは次のアドレスまでお送りください。 ✉smilemama@vill.gunma-showa.lg.jp

▼申込み・問合せ 企画課広報統計係 ☎2513442

・詳細については、昭和村公式ホームページまたは問合せ先までご連絡ください。

▼その他
⑤誓約書

・上下水給排水管は設置済みです。ただし、排水設備および給水装置の設置が別途必要となります。

▼申込方法 次の各書類の提出が必要です。①宅地分譲申込書、②住民票の写し、③市町村税の納税証明書または非課税証明書、④印鑑証明書、

②引き渡しを受けた日から3年以内に住宅の建築を行うこと、③雨水処理ができる施設整備を行うことなど

▼購入条件 ①住宅用地以外の目的には使用できません、

▼申込資格 ①宅地を必要とする個人、②世帯責任者が45歳以下であることなど

▼購入条件 ①住宅用地以外の目的には使用できません、

▼申込資格 ①宅地を必要とする個人、②世帯責任者が45歳以下であることなど

▼購入条件 ①住宅用地以外の目的には使用できません、

▼申込資格 ①宅地を必要とする個人、②世帯責任者が45歳以下であることなど

全国すべての事業所および企業を対象にした「経済セン

経済センサスを実施します

▼問合せ 群馬労働局総務部 労働保険徴収室 ☎0271-89614734

▼問合せ 群馬労働局総務部 労働保険徴収室 ☎0271-89614734

▼問合せ 群馬労働局総務部 労働保険徴収室 ☎0271-89614734

▼問合せ 群馬労働局総務部 労働保険徴収室 ☎0271-89614734

▼問合せ 群馬労働局総務部 労働保険徴収室 ☎0271-89614734

▼問合せ 群馬労働局総務部 労働保険徴収室 ☎0271-89614734

突然の病気やケガにおそわれるかわかりません。「心臓や

私たちは、いつ、どこで、

個人向け普通救命講習会 参加者募集

▼問合せ 企画課広報統計係 ☎2513442

▼問合せ 企画課広報統計係 ☎2513442

▼問合せ 企画課広報統計係 ☎2513442

▼問合せ 企画課広報統計係 ☎2513442

▼問合せ 企画課広報統計係 ☎2513442

呼吸が止まった！出血が止まらない！喉に物を詰まらせた

：「こんな時、そばに居合わせた人ができる応急手当があります。」

心肺蘇生法とAED(自動体外式除細動器)の使用方法を身につけませんか。

▼日時 5月10日(日)午前9時から正午まで

▼場所 西消防署(みなかみ町59番地4)

▼定員 10人

▼費用 無料

▼申込方法 電話申し込み

▼申込期間 開催日前日まで(定員になり次第締め切り)

▼問合せ 利根沼田広域西消防署 ☎6410002

職業訓練(ハローワーク) 説明会の開催

ハローワークでは、職業訓練に興味がある方を対象に毎月職業訓練説明会を実施しています。

また、支給要件を満たせば、月十万円の生活支援の給付金を受けながら無料の職業訓練が受講できます。お気軽に問

▼申込期間 開催日前日まで(定員になり次第締め切り)

▼日程 4月21日(火)、5月19日(火)、6月16日(火)

▼時間 午後2時から4時

▼問合せ ハローワーク沼田 ☎2218609

森下宅地分譲地の購入者募集

森下宅地分譲地の購入者を募集しています。

▼申込資格 ①宅地を必要とする個人、②世帯責任者が45歳以下であることなど

▼購入条件 ①住宅用地以外の目的には使用できません、

▼申込資格 ①宅地を必要とする個人、②世帯責任者が45歳以下であることなど

▼購入条件 ①住宅用地以外の目的には使用できません、

▼申込資格 ①宅地を必要とする個人、②世帯責任者が45歳以下であることなど